

議案第158号

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
5-4905 号線	つくば市手代木 1276 番 3 地先から	
	つくば市手代木 1284 番 6 地先まで	
5-4906 号線	つくば市手代木 1284 番 6 地先から	
	つくば市手代木 1663 番 1 地先まで	
5-4907 号線	つくば市手代木 1705 番 1 地先から	
	つくば市手代木 1704 番 1 地先まで	
5-4908 号線	つくば市手代木 1724 番 1 地先から	
	つくば市手代木 1730 番 1 地先まで	
5-4909 号線	つくば市南中妻 125 番地先から	
	つくば市南中妻 128 番 1 地先まで	

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
5-4910 号線	つくば市梶内 35 番 5 地先から	
	つくば市梶内 29 番 1 地先まで	
5-4911 号線	つくば市市之台 78 番 1 地先から	
	つくば市市之台 53 番 6 地先まで	
6-1135 号線	つくば市大井 1537 番 1 地先から	
	つくば市大井 1458 番 2 地先まで	

(提案理由)

首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償道路、払下げに伴う路線の再編成を市道に認定するため、この案を提出するものである。

つくば市 3月定例会

市道認定図面

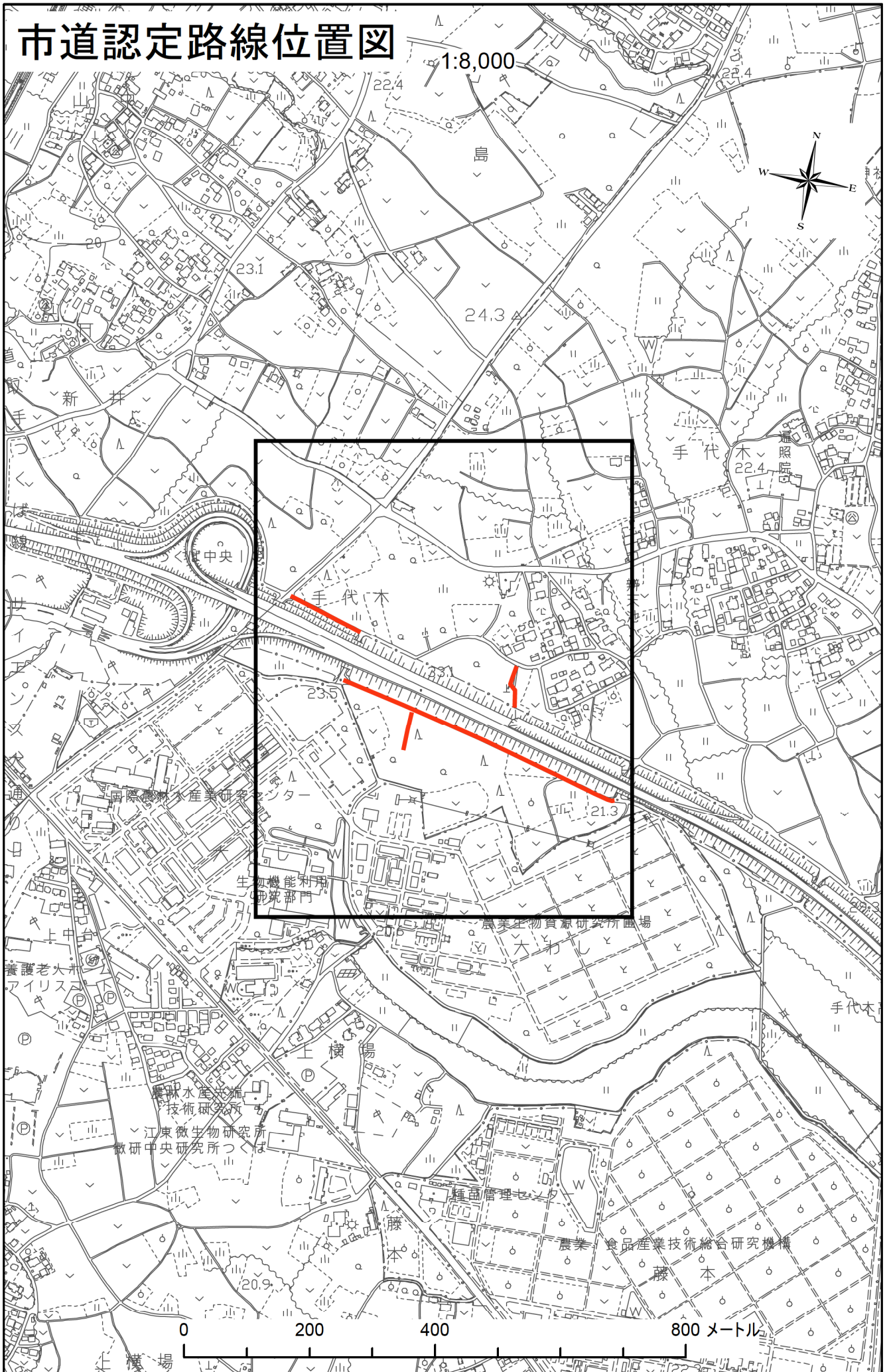
目次

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
5-4905号線	つくば市手代木1276番3地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償道路を市道に認定するため	1, 2	125.0
	つくば市手代木1284番6地先まで			
5-4906号線	つくば市手代木1284番6地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償道路を市道に認定するため	1, 2	473.6
	つくば市手代木1663番1地先まで			
5-4907号線	つくば市手代木1705番1地先から	首都圏中央連絡自動車道整備による路線の再編成のため	1, 2	69.5
	つくば市手代木1704番1地先まで			
5-4908号線	つくば市手代木1724番1地先から	首都圏中央連絡自動車道整備による路線の再編成のため	1, 2	62.3
	つくば市手代木1730番1地先まで			
5-4909号線	つくば市南中妻125番地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償道路を市道に認定するため	3, 4	198.2
	つくば市南中妻128番1地先まで			
5-4910号線	つくば市梶内35番5地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償道路を市道に認定するため	3, 4	115.1
	つくば市梶内29番1地先まで			
5-4911号線	つくば市市之台78番1地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴う機能補償道路を市道に認定するため	5, 6	204.7
	つくば市市之台53番6地先まで			
6-1135号線	つくば市大井1537番1地先から	払い下げによる路線の再編成のため	7, 8	479.1
	つくば市大井1458番2地先まで			

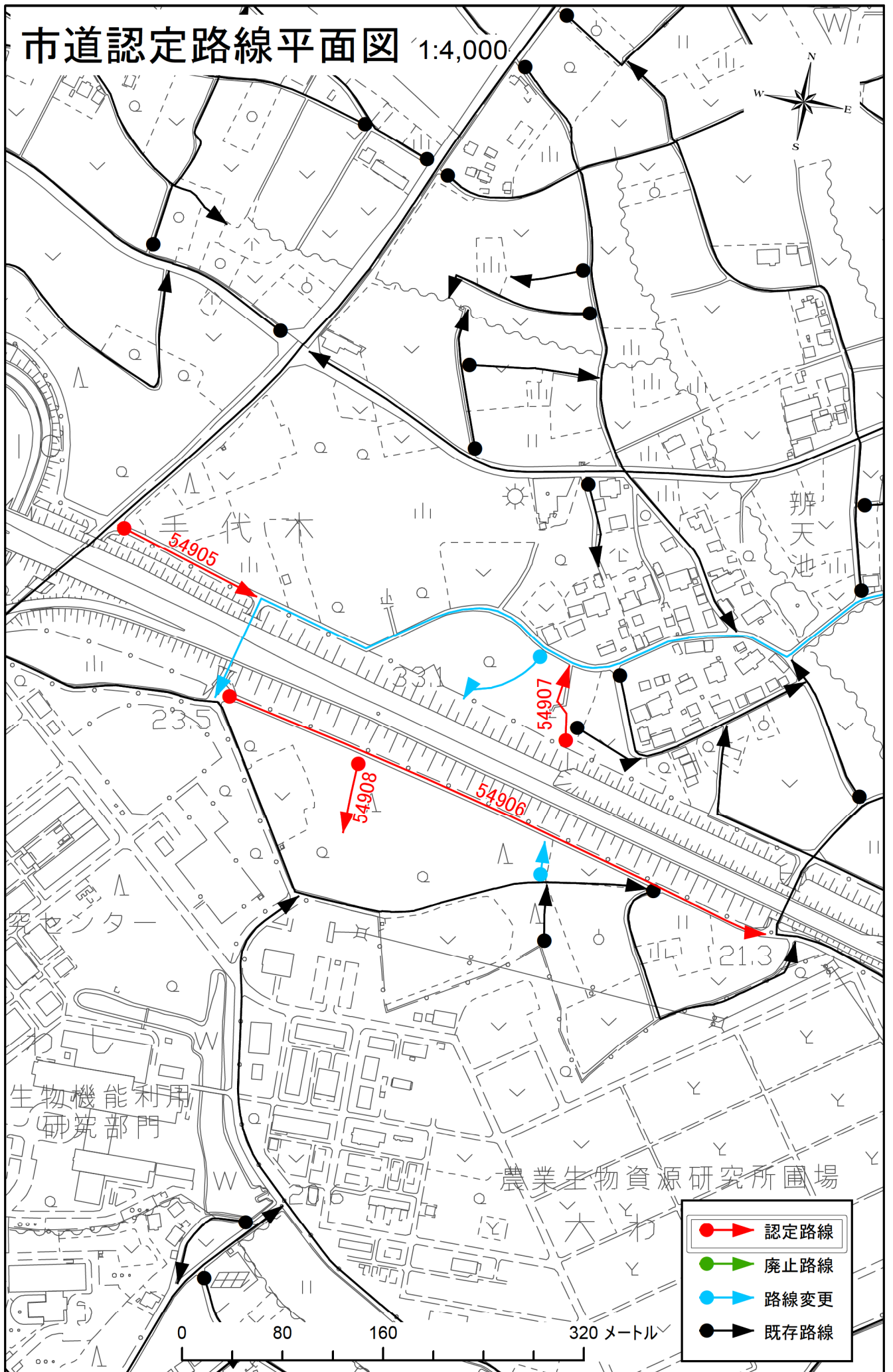
合計路線	8本
合計延長	1727.5m

市道認定路線位置図

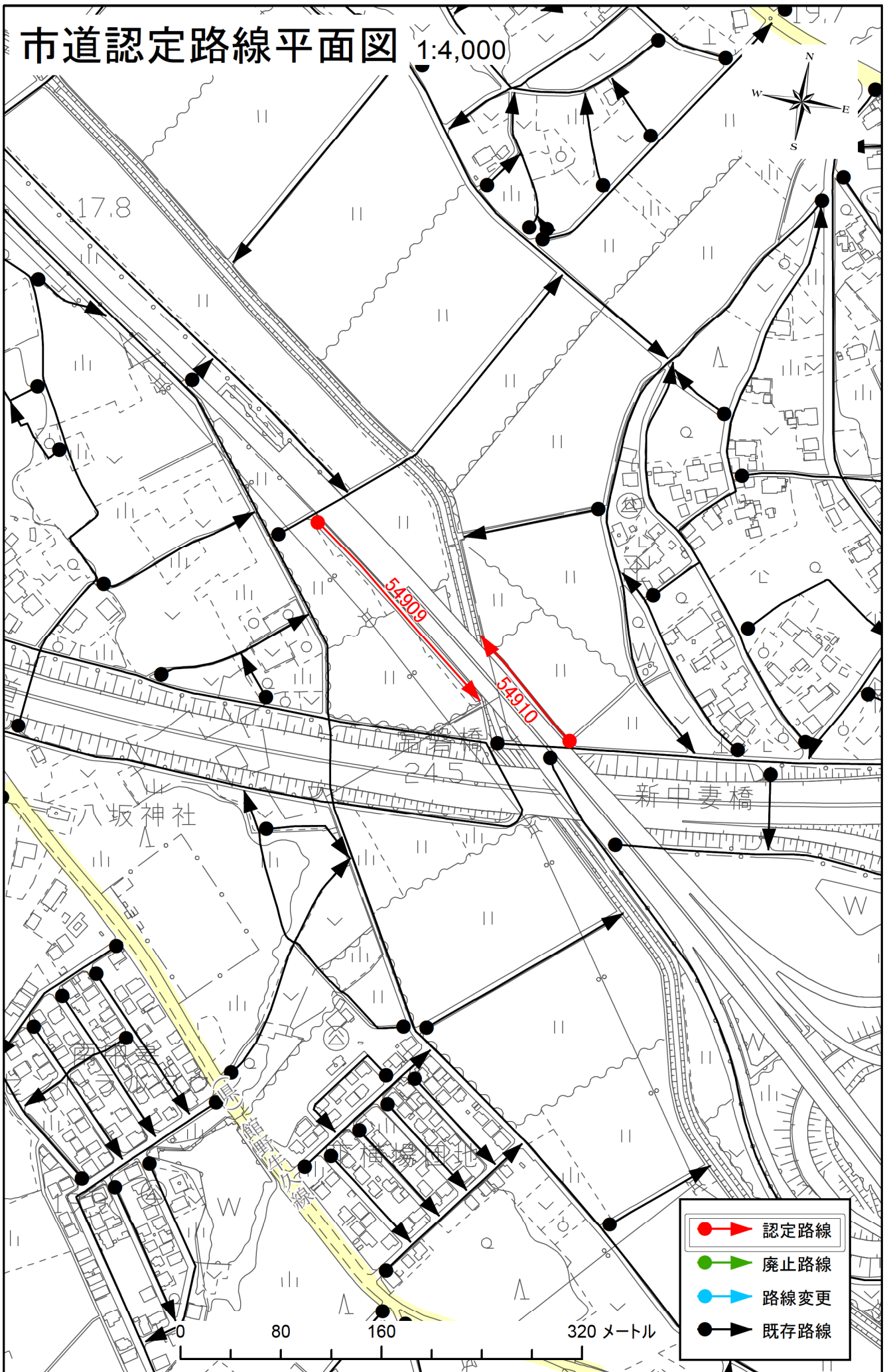
1:8,000



市道認定路線平面図 1:4,000

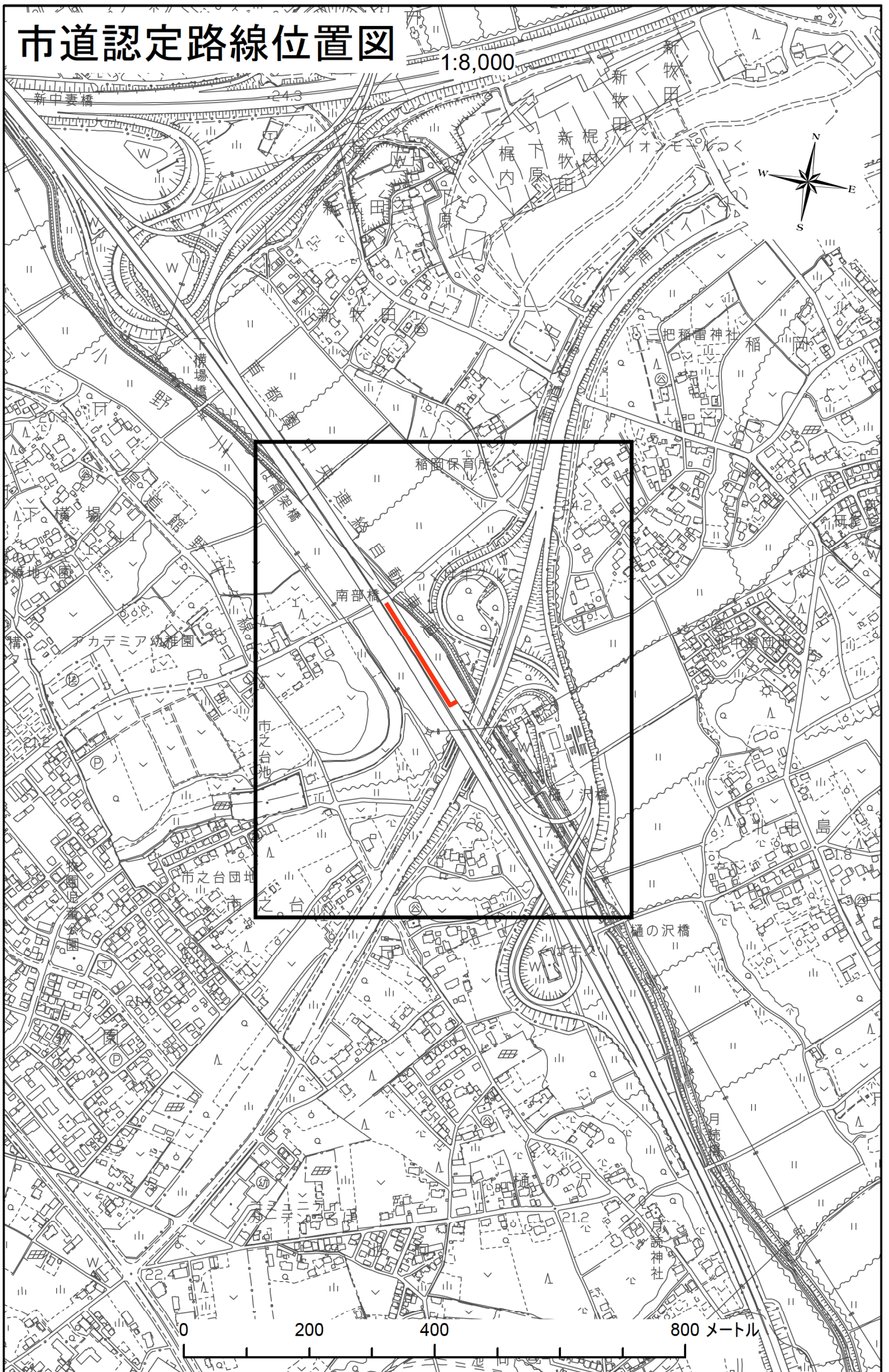


市道認定路線平面図 1:4,000

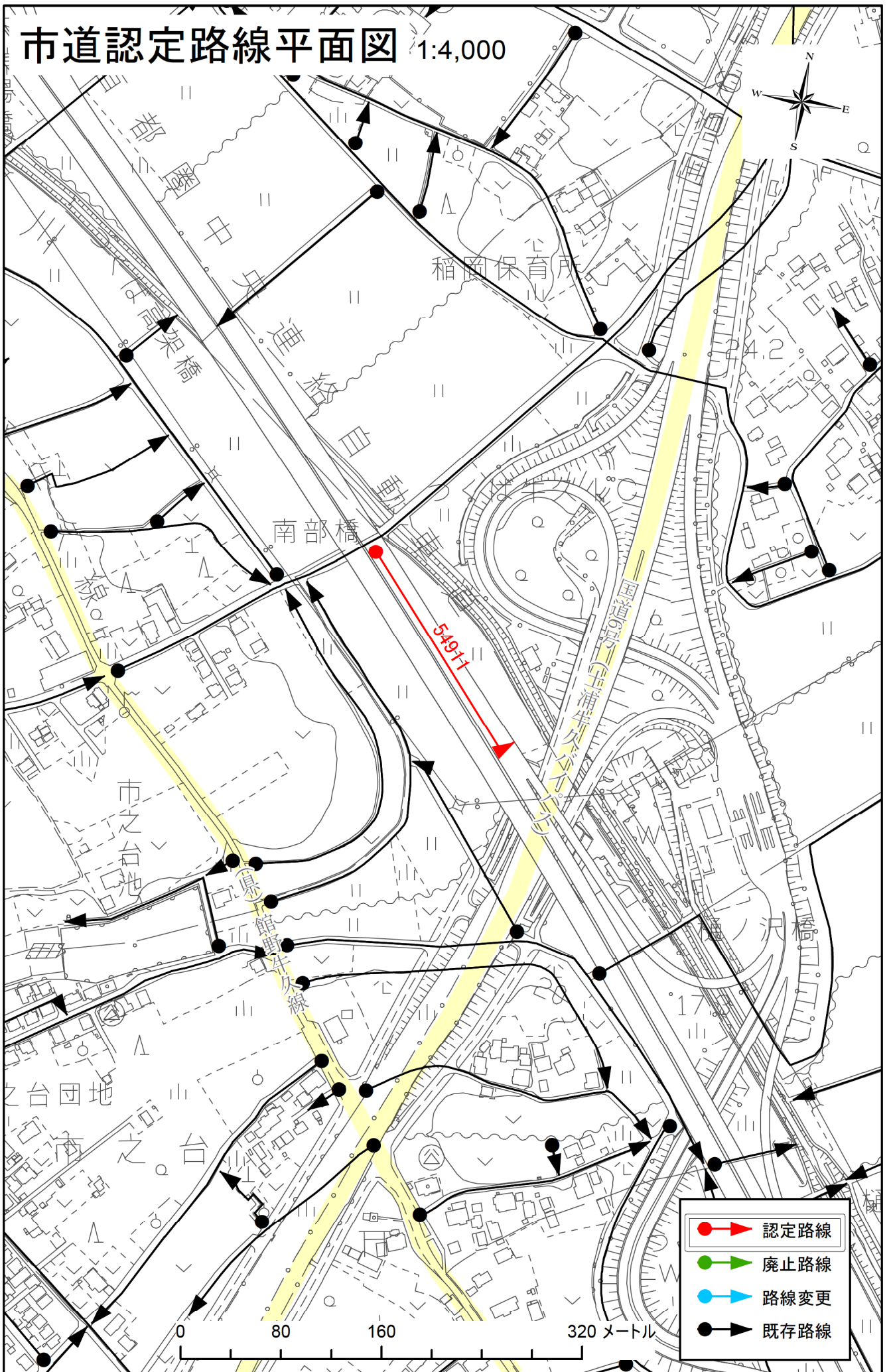


市道認定路線位置図

1:8,000



市道認定路線平面図 1:4,000



市道認定路線位置図

1:8,000

